

平成29年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年8月16日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
議案第9号	4
議案第10号	4
認定第1号	8
認定第2号	8
一般質問	13
請願第2号	24
広域連合長あいさつ	28
閉会の宣告	28

議事日程〔第1号〕

平成29年8月16日（水曜日）午後1時30分開議

ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第9号 平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第10号 平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第7 認定第1号 平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定第2号 平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 一般質問
- 第10 請願第2号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（34名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 山田清一   | 2番  | 青木直人   |
| 3番  | 伊藤建治   | 4番  | 東義喜    |
| 5番  | 梅村均    | 6番  | 八木勝之   |
| 7番  | 花谷昌章   | 8番  | 朽本敏子   |
| 9番  | 秋田進    | 10番 | 大橋ゆうすけ |
| 11番 | 八島進    | 12番 | 佐藤茂    |
| 13番 | 川原和敏   | 14番 | 藤井満久   |
| 15番 | 小林晃三   | 16番 | 前田秀文   |
| 17番 | 山崎泰信   | 18番 | 杉浦あきら  |
| 19番 | 鈴木武広   | 20番 | 牛田朝見   |
| 21番 | 下江洋行   | 22番 | 野本逸郎   |
| 23番 | 大竹利信   | 24番 | 前田浩伸   |
| 25番 | 森下田嘉治  | 26番 | 田辺雄一   |
| 27番 | くれまつ順子 | 28番 | 福田誠治   |
| 29番 | 森ともお   | 30番 | 増田成美   |
| 31番 | うえぞの晋介 | 32番 | 中里高之   |

33番 西 川 ひさし

34番 斉 藤 たかお

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

広域連合長	伊 藤 太
副広域連合長	大須賀 一 誠
事務局長	浅 野 博 史
会計管理者兼出納室長	古 澤 篤 史
総務課長	伊 藤 幸 惠
管理課長	小 島 久 佳
給付課長	長谷川 誠
代表監査委員	後 藤 道 夫

---

職務のため出席した者

議会事務局長	西 智 之
議会事務局書記	山 内 元 彰

---

午後 1 時30分 開会

○議長（山田清一） 議員全員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

16番、前田秀文議員、17番、山崎泰信議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山田清一） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員及び代表監査委員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（伊藤太） 議長、広域連合長。

○議長（山田清一） 伊藤広域連合長。

（伊藤広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（伊藤太） 広域連合長を務めております春日井市長の伊藤でございます。

平成29年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用の中、御参集をいただきまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、日ごろより後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜っていることに対して、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、皆様、御承知のこととは存じますが、世代間・世代内の公平性や負担能力に応じた負担を求める観点から、昨年度、国において保険料軽減措置や高額療養費などの制度の見直しが決定され、今年度から順次実施されているところであります。

見直し内容につきましては、被保険者の皆様にご理解いただけるよう、広域連合と市町

村が連携して、引き続き丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えております。

本日の定例会におきましては、平成29年度一般会計・特別会計補正予算案、平成28年度の一般会計・特別会計の決算認定について上程をさせていただいております。よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田清一） 次に、日程第5、議案第9号「平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」と日程第6、議案第10号「平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題とします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（浅野博史） 議長、事務局長。

○議長（山田清一） 事務局長。

○事務局長（浅野博史） 議案第9号及び議案第10号について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

これは、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ656万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,797万9,000円とするものでございます。

次に、同じく議案書の9ページをごらんください。

議案第10号「平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。

これは、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ161億9,609万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,240億8,620万6,000円とするものでございます。

それぞれの内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきます。

まず、議案第9号、一般会計補正予算につきましては、1ページから記載しておりますが、おめくりいただき、裏面の2ページをごらんください。

補正の内容は、3の歳入予算説明の①にございますように、前年度繰越金656万4,000円を財源として、4の歳出予算説明の②にございます、平成28年度に超過交付を受けた国からの補助金及び交付金を返還するに当たっての償還金196万3,000円、及びページ下の③にございます特別会計への繰出金460万1,000円を予算措置するものでございます。その繰出金の内容につきましては、特別会計補正予算の説明の中で述べさせていただきます。

次に、議案第10号、特別会計補正予算につきましては、右側の3ページから記載しておりますが、1枚おめくりいただきまして、4ページ、5ページをごらんください。

補正の内容は、まず、国の電算処理システムの設定誤りによる保険料の過小あるいは過大徴収を是正するものでございまして、4ページの歳入の①には追加徴収すべき額788万3,000円を保険料等負担金として、還付につきましては、5ページの歳出の⑤に保険料分4,033万5,000円を保険料還付金として、また、⑦のとおり所要の還付加算金460万1,000円を予算措置するものでございます。

また、還付加算金につきましては、4ページ、歳入の③にございますように、一般会計補正予算の説明で触れさせていただきました一般会計からの繰出金を繰入金として受け入れ、財源としております。

補正内容はもう1点ございまして、過年度に交付を受けました負担金及び交付金につい

て精算を行うものでございます。

不足分につきましては、4ページの歳入の②にございますように、県内14市町からの療養給付費負担金2億3,008万2,000円を予算措置するものでございます。

また、超過交付分につきましては、5ページの歳出の中ほど⑥にございますように、市町村、国並びに県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金として161億5,115万8,000円を予算措置するものでございまして、内訳は次ページ、6ページに記載のとおりでございます。

なお、この補正内容2項目につきましては、歳入が不足する額につきましては、4ページを見ていただきまして、歳入の一番下の④にございますように、前年度繰越金159億5,352万8,000円を充当するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山田清一） これより質疑を行います。

議案第9号及び議案第10号に関して、3番、伊藤建治議員から通告がありましたので、質疑を許します。

3番、伊藤建治議員。

○3番議員（伊藤建治） 3番、春日井市の伊藤建治でございます。議案第10号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算について質疑を行います。

今補正予算のうち、歳入、保険料等負担金、事務費繰入金、歳出、保険料還付金、還付加算金については、国が作成した電算処理システムの不備により、保険料軽減判定に係る設定の誤りによって、保険料を過大、あるいは過小に徴収していたことに対応するための予算措置です。

電算処理システムの不備については、昨年末、2016年12月27日に厚生労働省が報道発表しています。それによれば不備は2008年の制度発足時からのものとのこと、厚生労働省は2011年には問題を把握していたとのことですが、問い合わせがあったときに個別対応をするのみで放置してきたとのこと。システム改修しなければ正しい保険料の計算ができないとのことと発表に至ったとのことでした。

保険料賦課額が過小となっていた方に対しての追加徴収に当たるものが、今補正における歳入の保険料等負担金788万3,000円、いただき過ぎていたものをお返しする還付が補正の歳出、保険料還付金4,033万5,000円と還付加算金の460万1,000円とのこととです。

まず、これら補正額の内訳をお伺いいたします。保険料の増額、減額、それぞれの影響を受ける人数と1人当たりの影響額をお尋ねいたします。

2点目としては、増額分の徴収、減額分の還付の詳細です。冒頭申し上げたとおり、不備は2008年からのものですが、徴収や還付についての遡及期間については、法律等の定めがあると思いますので、どう対応されるのかお尋ねいたします。また、徴収と還付の方法についても、あわせてお答えを願います。

報道によれば、2011年から各広域連合から厚生労働省に対して正しい計算方法についての問い合わせがあったとのこととです。愛知県の広域連合から同様の問い合わせを行った経緯があったかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 保険料軽減判定におけるシステム誤りについてお尋ねをいただきました。

まず、保険料の増額、減額、それぞれの影響を受ける人数と、1人当たりの影響額についてお答えいたします。

補正額の788万3,000円の歳入増及び4,033万5,000円の歳出増につきましては、一部の市町村において軽減判定所得の修正が完了していないため、同等規模の市町村の更正額や修正が完了している年度の更正額を参考に見込むなどして積算しております。

そのため影響人数等につきましては、平成29年7月までの保険料賦課状況に基づいてお答えいたします。

保険料が増額となった被保険者は401名で、総額708万円余の影響があり、1人当たりの影響額は1万7,668円でございます。

保険料が減額となった被保険者は1,245名で、総額2,973万円余の影響があり、1人当たりの影響額は2万3,883円でございます。

なお、還付加算金につきましては、還付の対象となる被保険者それぞれについて、保険料を過大に収納した年月日及び収納日ごとの過大収納金額を把握することが煩雑であることから、還付金総額をもとに推計しており、影響人数及び1人当たりの影響額は見積もっておりません。

続きまして、保険料の増額分の徴収及び減額分の還付、それぞれの遡及期間及び方法についてお答えいたします。

保険料の徴収に係る時効は高齢者の医療の確保に関する法律で2年と定められており、増額分については2年を超え遡及して賦課されることはございません。保険料の減額については、制度発足時の平成20年度まで遡及して更正を行います。

保険料の徴収及び還付方法につきましては、被保険者に対し戸別訪問をするなど、御迷惑をおかけしたことをおわびし、徴収済みの保険料が過大となっている被保険者に対しては速やかに還付を行い、また、徴収済みの保険料が過小となっている被保険者に対しては、個別の事情を伺いながら説明を尽くし、御理解いただいた上で本来納付すべき保険料の徴収を行っていただくよう、市町村にお願いしております。

続きまして、愛知県広域連合から、国への問い合わせを行った経緯があるかについてお答えいたします。

当広域連合から今回判明した保険料の軽減判定誤りについて、国に対して問い合わせを行った実績はございません。

以上でございます。

○3番議員（伊藤建治） 議長、3番、伊藤建治。

○議長（山田清一） 3番、伊藤建治議員。

○3番議員（伊藤建治） 答弁をいただきました。補正の内訳、経緯については理解をいたしました。

保険料の減額につきましては、2008年の制度発足時までさかのぼって還付をするということでございます。例えば、税の過誤徴収については、全期間遡及しない話も聞いたことがありましたので、今回の対応については安心をいたしました。



増額となる方が401件、減額となる方が1,245件とのことで、かなりの件数です。今の答弁では戸別訪問等をするということですが、これら全てに戸別訪問をする予定なのかどうか、詳細を再度お伺いいたします。

そして、追加で保険料をいただかなければならない方についてはこれは丁寧な対応が必要でございます。1人当たりの額が1万7,668円と、それなりの額でございます。収入状況によっては全額ぽんと払うことができない場合もあろうかと思えます。分割納付にも対応できるのか、あるいは保険料に上乗せをして、少しずつ収納するという方法もあろうかと思えます。徴収の方法についての考え方について、再度お尋ねをいたします。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 保険料軽減判定におけるシステム誤りの対応について、再度のお尋ねをいただきました。

対象者への戸別訪問につきましては、先ほどお答えしましたように、被保険者に対し保険料に誤りがあったことについて丁寧に御説明し、御理解をいただくよう広域連合から各市町村にお願いしているところでございます。高齢者の医療の確保に関する法律により、徴収事務は市町村の責務とされておりますので、市町村に実施の判断を委ねております。

戸別訪問の全体の実施状況については把握しておりませんが、幾つかの市町村に確認を行ったところ、保険料が増額となった対象者に戸別訪問を行うと聞いております。

また、保険料の分割納付や各月の保険料に上乗せしての支払いにつきましては、やはり市町村において判断されることとなりますが、通常の納付相談と同様に生活状況等を十分に把握した上で、きめ細かな対応を行っていただけるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（山田清一） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第9号「平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山田清一） 御着席ください。全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山田清一） 御着席ください。全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、認定第1号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」と日程第8、認定第2号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広

域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（浅野博史） 議長、事務局長。

○議長（山田清一） 事務局長。

○事務局長（浅野博史） 認定第1号及び認定第2号につきまして御説明申し上げます。  
議案書の17ページをごらんください。

まず、認定第1号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

2枚おめくりいただき、20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入でございます。款項の区分ごとの状況は記載のとおりでございますが、歳入合計は、表の最下段でございますように、予算現額14億8,921万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額はともに15億4,934万5,081円でございます。不納欠損額及び収入未済額はいずれもございません。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出合計は、表の最下段にありますように、予算現額14億8,921万6,000円に対しまして、支出済額は14億4,484万7,481円、不用額は、右側23ページの右から2列目にございますように、4,436万8,519円でございます。

歳入歳出差引残額は、左側22ページの最下段に記載のとおり、1億449万7,600円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この額が実質の収支額となります。

次に、同じく議案書の25ページをごらんください。

認定第2号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

2枚おめくりいただき、28ページ、29ページをお願いいたします。

歳入でございます。表の最下段、歳入合計欄にございますように、予算現額7,909億1,296万円に対しまして、調定額は7,967億1,458万1,521円、収入済額は7,955億1,409万293円でございます。不納欠損額は148万6,256円、収入未済額は11億9,900万4,972円となっております。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

歳出でございます。表の最下段、歳出合計欄にございますように、予算現額7,909億1,296万円に対しまして、支出済額は7,638億2,233万8,890円、不用額は右側31ページの右から2列目にありますように、270億9,062万1,110円でございます。

歳入歳出差引残額は、左側30ページの最下段に記載のとおり、316億9,175万1,403円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この額が実質収支額となります。

なお、別冊として、一般会計及び特別会計、それぞれの事項別明細書等については決算附属書を、平成28年度における主要な施策の成果の説明等については主要施策報告書を、監査委員の意見については決算審査意見書を提出させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田清一） これより質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号に関して、27番、くれまつ順子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

27番、くれまつ順子議員。

○27番議員（くれまつ順子） 27番、くれまつ順子です。

認定第1号、平成28年度一般会計決算のうち、総務費におけるマイナンバー関連の支出について1点質問いたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、個人にマイナンバーが付番され、後期高齢者医療広域連合においても、2015年度よりマイナンバーの導入がされました。2016年度においてはマイナンバー法に基づく情報連携の準備が行われました。

1点目の質問です。一般会計の歳入において、マイナンバー制度のシステム整備に係る国からの補助金について、2015年度、2016年度について伺います。

2点目、一般会計の歳出において、マイナンバー制度のシステム整備に係る費用総額と主な内訳について、2015年度、2016年度について伺います。

次に、認定第2号、平成28年度特別会計決算について質問いたします。

まずは、短期保険証の交付及び資格証明書について3点お伺いいたします。

1点目は、市町村ごとの短期保険証の交付件数及び未渡し状態にある短期保険証の件数並びに資格証明書の交付件数について、前年度に比べてどうかお伺いいたします。

2点目は、短期保険証が交付されている方の所得階層別の人数がどのようになっているのか。また、低所得者等に対する保険料軽減特例措置の対象者についての短期保険証の交付件数についてお伺いいたします。

3点目は、短期保険証が交付されている方の生活実態について、どのように把握に努めておられるのかお答えください。

次に、保険料の未納者に対する差し押さえの件数と金額について、過去3年の推移をお尋ねいたします。

以上です。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 最初にマイナンバー制度のシステム整備について御質問をいただきました。

まずは、国からの補助金についてお答えいたします。

2015年度・平成27年度はシステム改修に係る費用は794万1,000円でございます。2016年度・平成28年度は統合専用端末等の導入に係る費用160万5,000円、新規回線の敷設等に係る費用32万2,000円、総額192万7,000円でございます。

続きまして、費用総額と主な内訳についてお答えいたします。

2015年度・平成27年度の費用総額は798万7,983円でございます。その主な内容はマイナンバー制度に伴うシステム改修に係る費用794万1,207円でございます。

2016年度・平成28年度の費用総額は347万2,956円でございます。主な内訳は、統合専用端末の導入に係る費用216万円、新規回線の敷設等に係る費用121万1,756円でございます。

次に、短期保険証の交付について3点、差し押さえについて1点、御質問いただきました。

1点目、前年度との比較でございます。まず、短期保険証の交付件数につきましては、平成29年3月末現在で36市町、811件で平成28年3月末現在の34市町、813件と比較して、

交付市町は2市町の増、交付件数は2件の減少でございます。

ちなみに平成29年3月末現在の件数が多い順に、名古屋市が351件、一宮市が60件、豊橋市が56件、豊田市が45件などでございます。

次に、有効期限切れで短期保険証をお渡しできていない方につきましては、平成29年3月末現在は19市町、157件で、平成28年3月末現在の19市町、143件と比較して市町数は変わらず14件の増加でございます。

資格証明書については交付実績がございません。

2点目、短期保険証交付者の所得に関してでございます。まず、階層別に区分した状況でございますが、保険料算定に用いる所得金額から33万円を控除した「旧ただし書き所得」をもととして説明させていただきます。

平成29年3月末現在の短期保険証交付者811名の内訳は、所得0円以下が327名、58万円以下が122名、所得200万円以下が293名、所得400万円以下が49名、所得600万円以下が10名、所得600万円超が10名でございます。

次に、低所得者等に対する保険料軽減特例措置の対象者への短期保険証の交付件数については、均等割9割軽減対象者が77件、均等割8.5割軽減対象者が72件でございます。

3点目、生活実態の把握方法についてでございます。短期保険証は被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるために交付しているものでございまして、各市町村において被保険者個々の御事情、収入状況等をお聞きして、生活実態の把握に努めているところでございます。

具体的には文書による呼び出しを行うとともに、窓口にお越しいただけない方については、時間帯や曜日を変えての電話や臨戸訪問など、きめ細かな対応により生活実態の把握に努めているところでございます。

最後に、未納者に対する差し押さえの件数及び金額の過去3年の推移と現状についてお答えいたします。

差し押さえにつきましては、平成26年度は142件、2,432万8,136円ございました。

平成27年度は90件、1,553万7,926円ございました。

平成28年度は169件、2,115万9,939円ございました。

以上でございます。

○27番議員（くれまつ順子） 議長、27番、くれまつ順子。

○議長（山田清一） 27番、くれまつ順子議員。

○27番議員（くれまつ順子） それぞれ御答弁いただきました。

認定第2号につきましては、再質問をさせていただきます。差し押さえの件数が平成27年度90件、平成28年度は169件と2倍近くに増えました。そして金額も1.4倍に増えておりますが、2点お伺いいたします。

1点目は、平成28年度の差し押さえを実施した滞納者の所得状況や負担区分の詳細、そして差し押さえの内容について再度お伺いいたします。

2点目は、平成28年度にかけて、このように差し押さえ件数が増えてきた要因をどのように認識されているのかお伺いいたします。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 差し押さえについて、再度のお尋ねをいただきました。

平成28年度に差し押さえを実施した滞納者の所得状況や負担区分の詳細及び差し押さえの内容についてお答えいたします。

差し押さえの内容につきましては、件数、種別及び金額のみ把握しておりまして、対象者個別の所得状況等については把握しておりません。当広域連合で把握しております差し押さえの件数、種別及び金額につきましては、平成28年度の実績が預貯金に対する差し押さえ81件、1,058万4,517円、年金59件、564万701円、不動産9件、167万9,000円、生命保険2件、27万6,800円、国税等の還付金7件、195万8,229円、給与5件、12万7,805円、その他財産に対する差し押さえが6件で89万2,887円でした。

続きまして、平成28年度の差し押さえの件数が平成27年度に比べ増加した要因についてお答えいたします。

これは市町村において積極的に滞納整理に取り組んでいただいた結果であると認識しております。

以上でございます。

○27番議員（くれまつ順子） 議長、27番、くれまつ順子。

○議長（山田清一） 27番、くれまつ順子議員。

○27番議員（くれまつ順子） 保険料を滞納されている方への差し押さえの内容についてお答えいただきました。

差し押さえまで行われる方の所得状況は把握されていないとのことでしたけれども、年金の差し押さえまでされた場合に、生活が大丈夫なのかと大変懸念されます。

保険料未納者への方への対応は、市町村ごとに対応基準を設けて慎重に行われているかと思えますけれども、昨年度差し押さえ件数が大幅に増加した要因について、「市町村において積極的に滞納整理に取り組んでいただいた結果」との御答弁でありましたが、差し押さえの基準が各市町村で厳しくなっていないのか、被保険者の皆様が生活困窮に陥っていないのか、そのような懸念を持つわけであります。差し押さえというのは、できるだけ行わないようにすべきと考えております。

被保険者の皆様の生活が圧迫されていないか、必要な医療が受けられているのかと、広域連合として差し押さえ件数増加による、そうした事態を懸念されなかったのかお伺いいたします。

○事務局長（浅野博史） 議長、事務局長。

○議長（山田清一） 事務局長。

○事務局長（浅野博史） 差し押さえの増加に対する広域連合の認識について、再度お尋ねをいただきました。

当広域連合といたしましては、差し押さえを含む滞納処分は、市町村において納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、負担の公平の観点から適切に行われるもので、生活の圧迫や受診の抑制を招くことではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（山田清一） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

認定第1号及び認定第2号について、27番、くれまつ順子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。27番、くれまつ順子議員。

○27番議員（くれまつ順子） 認定第1号、平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、システム整備のための統合専用端末や新規回線敷設をし、マイナンバー制度を進めたからです。マイナンバー法は施行早々システムエラーを頻発し、全国的に不具合が相次ぎ、マイナンバー情報の漏洩の危険性は払拭されておられません。

以上の理由にて決算を認めるわけにはまいりません。

認定第2号、平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、平成28年4月から値上げされた保険料に基づく決算となっているとともに、後期高齢者医療制度の廃止が先送りされ続けているからであります。

75歳以上の高齢者全てから保険料を徴収し、保険料負担額は制度発足の平成20年度は愛知県の1人当たりの年額平均保険料は7万6,388円でしたが、2年ごとの保険料改定により、平成24年度、25年度は前期と比べて4,439円もの大幅な値上げが行われ、平成26、27年度は2,622円の値上げ、そして平成28、29年度は1,891円の値上げが行われ、全国で3番目に高い保険料となり、平成28年度は平均保険料は年額8万5,155円となりました。

このように後期高齢者医療制度は75歳以上の方、愛知県は約78万人おられます。75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させるところに根本的な問題があると考えます。

2014年からの消費税増税により物価の大幅値上げ、社会保障の一体改悪で年金は下がり続けております。介護保険料も3年ごとの見直しがされるなど、高齢者への負担増は幾重にも重なる中で、高齢者の皆さんは不安の中で暮らしておられます。

年齢で高齢者を分断し差別するという根本的なこの制度の問題は解決されておられません。平成28年度の決算を見ても、短期保険証の発行数や未渡し件数は相変わらず多くあります。生活を支える年金の差し押さえ件数は59件にもなっております。国民皆保険であるならば、全ての国民の皆さんが安心して医療が受けられることが大前提です。この制度のままでは後期高齢者はもとより、これから高齢期を迎える現役世代にとっても老後の不安が募るばかりではないでしょうか。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、国民を年齢で差別する仕組みの根をきっぱりと絶つことでもあります。

以上の点から、制度の存続を前提に執行された決算は認めることができないということを上申して討論を終わります。

○議長（山田清一） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず、認定第1号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の

認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山田清一) 御着席ください。起立多数です。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山田清一) 御着席ください。起立多数です。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第9、「一般質問」を行います。

3番、伊藤建治議員、4番、東義喜議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質問を許します。

3番、伊藤建治議員。

○3番議員(伊藤建治) 3番、伊藤建治でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1点目が所得の未申告者に対する保険料軽減の取り扱いについてです。

後期高齢者医療の保険料の算定上、遺族年金、障害年金は所得としてはみなさないというのが原則です。

しかし、遺族年金、障害年金の受給者は、それらの年金はもともと非課税であるために、所得の申告をしていない方が多数いらっしゃいます。後期高齢者医療の保険料の算定においては、これら未申告の方は所得不明として取り扱われ、均等割は満額算定されます。これを回避し、所得に応じた保険料軽減を受けるには、後期高齢者医療広域連合に対して、所得がないことを申告する簡易申告書を提出する必要があります。

この必要な申告手続きがきちんと周知され、該当する方が適正に申告できているのかが気になりましたので、以下質問をいたします。

(1) 所得未申告によって所得不明とされ、満額の均等割を賦課されている人は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか、答弁を求めます。

(2) 所得未申告の方には、簡易申告の提出を促す働きかけ、申請勧奨をすべきものですが、これについての考え方と広域連合の対応についてお伺いいたします。

(3) これら申請勧奨の事務は各市町村に委ねられると思いますので、各市町村で既に実施されているのであれば、その現状について答弁を願います。

続いての質問事項、基準収入額適用申請についてです。

後期高齢者医療の医療費の窓口負担や高額療養費の負担額は所得によって区分されています。現時点での区分わけは、現役並み、一般、住民税非課税、住民税非課税で所得が一定以下の4段階です。

前年中の課税所得額が145万円以上の方は現役並み所得者と区分され、医療費の窓口負担は3割になり、高額療養費の上限額も個人の外来のみの限度額では負担区分一般の方、すなわち1割負担のうち市町村民税が課税されている世帯の方の4倍以上となります。

これらの方のうち、被保険者単身世帯の場合、前年中の収入が383万円未満、被保険者複数世帯の場合、前年中の収入の合計が520万円未満などに該当する場合、基準収入額適用申請を行えば、負担区分一般の方の医療費の窓口負担割合、高額療養費の上限が適用されます。

つまり、現役並みと一般の負担区分の実質的な線引きは、単身世帯383万円未満、複数世帯520万円未満ですが、基準収入額適用申請を行わないと、所得145万円以上の方は現役並みの負担区分になるということです。所得145万円が収入であればどれぐらいかというのは、保険料控除などの要件によって、人によって異なりますが、およそ300万円前後、この300万円前後から383万円の間位置する方は、基準収入額適用申請をすると、しないとでは医療費の負担が大きく異なるということです。

私の居住地の春日井市においては、基準収入額適用の該当者には申請書類を送付して、記入して送り返していただければオーケーという申請勧奨を実施していますが、このような対応が他の市町村でも実施されているかどうかという観点から、以下質問をいたします。

(1) 各市町村における基準収入額適用の該当者と思われる方への申請勧奨の実施状況をお伺いいたします。

(2) 申請勧奨対象者で基準収入額適用申請をしないまま、現役並み所得者と取り扱われている方がいるのであれば、その人数をお伺いいたします。

(3) そして申請の手續なしに申請勧奨対象者を負担区分一般、すなわち1割負担のうち市町村民税が課税されている世帯の方として取り扱う考えはありませんでしょうか、答弁を願います。

続いての質問事項です。葬祭費の支給申請状況について伺います。これは1年前の決算議会においても同様の質問をいたしました。昨年の答弁についての検証を含めての質問といたします。

葬祭費には被保険者が亡くなった場合、葬儀を行った方に5万円を支給するものです。支給については火葬のみではなく、何らかの儀式をとり行ったことなどの要件がありますが、恐らくほとんどの方が支給要件を満たすものと思われれます。しかし、未申請のまま未支給になっている事例が毎年ございます。

(1) 28年度における状況について、平成27年度からの推移、自治体ごとの支給率の偏差の状況、特に支給率の低い自治体はどこかについてお尋ねいたします。

(2) 昨年8月の議会の答弁では、「平成27年度に低い支給率となった豊橋市、名古屋市、新城市、東海市については、死亡による手續時における窓口での案内のみで、申請勧奨は行っていないとの報告を受けている」とのことでした。これについて「市町村において葬祭費未支給者一覧表を活用し、申請勧奨を行っていただくよう働きかける」との答弁がありましたが、働きかけの状況と各自治体における対応についてお伺いいたします。

以上です。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 大きく3点お尋ねをいただきました。私からは、1点目の未申告者に対する保険料軽減の取り扱い及び2点目の基準収入額適用申請についてお答えいたします。



まず、未申告者に対する保険料軽減の取り扱いについてでございます。

所得未申告者のうち、他の世帯員の所得により満額の均等割額を賦課されることが確定しているものを除く保険料が軽減される可能性がある被保険者数は、現在2,408人でございます。

未申告者に対する所得の申告の勧奨につきましては、国民健康保険で同様の勧奨を行っている市町村に実施をお願いしております。具体的には保険料軽減の可能性の有無にかかわらず所得が未申告である対象者について、広域連合で後期高齢者医療制度において用いる所得の簡易申告書を作成し、市町村に送付いたします。市町村は簡易申告書をもとに対象者に連絡をとり、対象者から回答があった場合、所得の簡易申告情報を広域連合に送信いたします。送信された所得情報をもとに広域連合にて保険料の軽減判定を行います。

平成29年度の簡易申告の実施状況につきましては、当広域連合で簡易申告書を作成し、市町村において確認を行った未申告者数は1万1,260人でございます。このうち現在も未申告である人数は、先ほどお答えした保険料が軽減される可能性がある2,408人を含む2,531人でございます。

次に基準収入額適用申請についてでございます。

基準収入額適用申請勧奨の実施については、広域連合において市町村から送信された収入及び所得の情報をもとに申請勧奨対象者リスト等を作成、市町村へ送付し、これを参考にさせていただきながら54市町村全てで該当と思われる方へ勧奨を実施していただいております。

申請勧奨対象者で基準収入額適用申請をしないまま、現役並み所得者として取り扱われている人数についてでございます。

申請勧奨対象者は市町村から送信された所得並びに給与収入及び課税対象となる年金収入の情報をもとに、該当する可能性がある方を抽出しております。

不動産収入など広域連合で把握していない収入金額がある場合、これらを合計したとき、基準収入額を超えるような方も含まれております。

したがって、申請勧奨対象者全てが基準収入額適用認定を受けられる方ではないため、申請をしないまま現役並み所得者として取り扱われている方の人数については把握できません。

基準収入額適用申請の手続を省略し、基準収入額適用申請勧奨者に基準収入額を適用することについてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、申請勧奨対象者全てが基準収入額適用認定を受けられる方とならないことから、一律に申請勧奨対象者に対して基準収入額適用認定を行うことはできません。

私からは以上でございます。

○給付課長（長谷川誠） 議長、給付課長。

○議長（山田清一） 給付課長。

○給付課長（長谷川誠） 私からは、3点目の葬祭費の支給申請状況についてお答えいたします。

まず、平成28年度の状況及び平成27年度からの推移並びに自治体ごとの支給率の偏差の状況についてでございます。

平成28年度については、愛知県全体で4万7,415件の支給を行い、未申請は2,120件、支給率は95.72%となっております。平成27年度については、愛知県全体で4万4,995件の支給を行い、未申請は2,032件、支給率は95.68%でしたので、支給率が0.04ポイント向上しております。

また、自治体ごとの支給率の偏差の状況についてですが、4町村が100%であったのを初め49市町村が95%以上であったのに対し、名古屋市、豊橋市、蒲郡市、稲沢市、新城市の5市が95%を下回っております。

なお、葬祭を行わず、葬祭費の支給対象とならない場合もあることから、支給率は必ずしも100%になるものではございません。

次に、葬祭費の申請状況について、未申請となっている方に対する申請勧奨の実施状況についてでございます。

当広域連合では、議会での質疑状況を市町村担当課長会議でお知らせし、葬祭費未支給者一覧表を活用し、申請勧奨を行っていただくよう働きかけました。

各市町村の対応でございますが、平成27年度に葬祭費の支給率が95%を下回っていた4市のうち、東海市においては平成28年度から申請勧奨を行い、支給率が95%以上となっております。

なお、豊橋市においては申請勧奨を開始したものではありませんが、平成28年度から窓口での案内時にお渡しする案内文の記載の改善を行い周知に努め、その結果、支給率が1ポイント近く向上しております。

以上でございます。

○3番議員（伊藤建治） 議長、3番、伊藤建治。

○議長（山田清一） 3番、伊藤建治議員。

○3番議員（伊藤建治） それぞれ御答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

まず、所得の未申告者に対する保険料軽減の取り扱いについてでございます。

未申告者に対する申請勧奨は、所得が未申告である対象者について、広域連合で後期高齢者医療制度において用いる所得の簡易申告書を作成し、市町村に送付。市町村で対象者に連絡をとり、所得の簡易申告情報を広域連合に送信し、広域連合で軽減判定をしているということでございます。必要な措置はとられていると受けとめました。

しかし、所得未申告者のうち、保険料が軽減される可能性がある被保険者数は、現在2,408人とのことでした。これは少なくない人数だと思います。

例えば、不動産所得や給与所得がある方であれば、確定申告等の義務が生じますので、この未申告者の方である可能性というものは少ないと思います。未申告者の大多数が遺族年金などの非課税所得の方ではないかと考えるところでございます。

国民年金加入者などについては、年金機構から情報が送付され、収入の把握をし、その収入に応じた保険料軽減が適用されていると聞きます。

同じように未申告者についても、年金機構などに照会をかければ自動的に適用することも可能ではないかとも思うわけでございます。

これについて技術的に可能かどうかという点と、可能であれば実施をする考えはないかという点についてお伺いいたします。

続いての質問事項でございます。基準収入額適用申請について、申請をしないまま現役並み所得者として取り扱われている方の人数については、把握できていないとのことでした。申請勧奨対象者全てが基準収入額適用認定を受けられる方ではないからということでございます。

先ほどの答弁は、広域連合では市町村から送信された収入及び所得の情報をもとに申請勧奨対象者リスト等を作成、市町村へ送付している。54市町村全てで申請勧奨対象者リストをもとに、基準収入額適用申請の勧奨を実施しているということでございます。

先ほど、触れましたとおり、春日井市においては基準収入額適用認定を受けられる方に書類を送付して、申請勧奨をしています。春日井市においては所得データから基準収入額適用認定を受けられる方を抽出しておりまして、広域連合が作成する申請勧奨対象者リストから、さらに対象者の絞り込みを行っています。

全ての自治体が、この抽出作業をして申請勧奨を実施しているのであれば、申請漏れとなっている方の人数の把握も可能でございます。今ほどの答弁は、自治体によって広域連合が作成した申請勧奨対象者リストの活用方法、すなわち申請勧奨の中身が異なるというように受けとれましたけれども、いかがでしょうか。この点について答弁を求めます。

また、全ての自治体で春日井市がやっているように、申請勧奨対象者リストから、さらに基準収入額適用認定を受けられる方を抽出する作業を行えば、申請なしに一律に基準収入額適用を認定することができるのではないかとも思います。これについて、やる、やらないは別にして、技術的に可能かどうかという点、答弁を求めたいと思います。

そして、最後の質問事項、葬祭費の支給状況についてでございます。全体の支給率は大きく改善したとは言えないわけですが、昨年、答弁していただいた対応についてはしっかりやっていただいたと受けとめました。申請勧奨をスタートした東海市では、明確に支給率が向上したということから、申請勧奨というものが有効であることは間違いありません。まだ、実施していない自治体に対しては、引き続き働きかけをお願いいたします。

葬祭費については、答弁は結構でございます。前の2項については答弁をお願いいたします。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 所得の未申告者について及び基準収入額適用申請について、再度のお尋ねをいただきました。

最初に、未申告者の非課税年金の調査についてお答えします。

非課税年金の支払元については年金機構のほか共済組合がございますが、これらに非課税年金の受給の有無について確認をしたとしても、未申告である方が非課税年金以外に、確定申告が不要である少額の一時所得や雑所得など、他の所得を有することが少ないながらもあり得るため、軽減を自動的に適用することはできません。

次に、基準収入額適用申請についてでございます。

まず、広域連合が作成した申請勧奨対象者リストの活用方法についてお答えいたします。

議員が認識されましたとおり、市町村によっては広域連合が作成した申請勧奨対象者リストどおり申請勧奨をすところもあれば、広域連合では把握していない収入情報を確認

した上で独自に対象者を絞り込み、申請勧奨をしている市町村もございます。

続きまして、申請勧奨対象者リストから、さらに基準収入額適用認定を受けられる方を抽出する作業を行えば、申請なしに一律に基準収入額適用を認定することが技術的に可能かについてお答えいたします。

市町村は広域連合が把握していない収入情報を持っているため、対象者をさらに絞り込むことは可能ですが、市町村においても全ての収入情報を把握しているわけではございませんので、基準収入額適用認定を受けられる方のみを抽出することはできず、一律に基準収入額適用認定をすることは技術的に不可能でございます。

以上でございます。

○3番議員（伊藤建治） 議長、3番、伊藤建治。

○議長（山田清一） 3番、伊藤建治議員。

○3番議員（伊藤建治） 御答弁をいただきました。

まず、所得の未申告者に対する保険料軽減についてでございます。所得未申告者のうち、保険料が軽減される可能性がある被保険者というのは、すなわち必要以上に保険料を支払っている可能性がある人ということでございます。平成29年度においては、先ほど述べましたが2,408人いるということです。仮に本来は9割軽減の対象となる人であれば、賦課されるべき均等割額の10倍の額を払っていることとなります。

保険料軽減の自動適用は難しいということは理解いたしましたが、このままでいいとも思いませんので、引き続き積極的な申請勧奨を期待したいと思います。

続きまして、基準収入額適用申請についてでございます。

窓口負担や保険料の負担について、本来であれば収入や所得によって一律的に取り扱うべきものが、ある一定の所得、収入の方については申請をすれば安くなり、しなければ高くなるという不確定要素があること自体に矛盾があると感じております。

それはともかくとして、広域連合が作成した申請勧奨対象者リストの活用法については、一律的な対応の確立が必要かと思いました。事前に事務局に確認した数字を少し紹介させていただきますけれども、申請勧奨対象者世帯数というのが6,733世帯、うち申請をした世帯数が6,206世帯、認定をされた世帯が6,185世帯、却下となった世帯が21世帯、そして未申請のままの世帯が527世帯ということでございました。

市町村においても全ての収入情報を把握しているわけではないとの答弁もありましたが、市町村ではより詳細な所得データを持っていますので、そこからさらに絞り込むことは、今この答弁でもありましたとおりでございまして、春日井市は実際にやっております。より、きめ細やかな申請勧奨の方法について、引き続き検討いただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山田清一） ここで、しばらく休憩します。再開は14時50分とします。

（ 休 憩 ）

○議長（山田清一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、4番、東義喜議員。

○4番議員（東義喜） それでは、一般質問通告の表題は、平成30年・31年度の保険料改定についてということで通告をいたしました。

今回、請願の中にありますように、新たに今回、1項目に平成30年度からの保険料引き上げを行わないでいただきたいという内容がありますので、その点を少し要求するために、5点ほどの質問を行っていきたいと思います。

その前段に、今回は30年・31年の料率改定であります。平成28年・29年、2年ごとに上がっておりますので、そのことは皆さん御承知かと思いますが、28年・29年度の保険料率の改定の際に、私どもは各市町の議会は、広域連合で決められた料率が示されて対応するわけでありまして、その中で28年・29年度の保険料率の改定の際に、剰余金の活用、あるいは県の財政安定化基金の活用を検討されております。その問題について剰余金の問題だとか、県の財政安定化基金の問題について聞いていくわけでありまして、その前段に28年・29年度の料率改定の際に、私どもの各市町で料率改定の内容を確認したわけですが、その当時は、前年の26・27年度に比べて、当初予定どおり、いわゆる医療費などの伸びなどを想定して、それに対する新たな28年・29年度の保険料を算定することになると、大体7.91%の増になるという試算が出たというのがあります。これを何とか少しでも抑えようという立場で、もともとこのときの保険料が増加する要因、前段にありますが、先ほど言いましたように、1人当たりの医療給付費が伸びたことが原因であるということだとか、あるいは後期高齢者負担率の上昇がある。それから、冒頭にも言いましたように、剰余金だとか県の財政安定化基金の未活用というのが、保険料が増加する要因だというふうな説明を私たちは受けております。

ただ、これに対して国が保険料の増加を抑制する措置として示されたのが、広域連合の剰余金の活用、それから県の財政安定化基金の活用というのが抑制措置として国が示したというふうにも私たちには説明がありました。その中で広域連合が対応した結論は、26年・27年度の財政運営に剰余金を活用する場合に、100億円を活用すると、それが決められたというのがあります。ただし、もう一方の県の財政安定化基金は未活用、一切使わない。そういう方針のもとに、今回の28年・29年度の料率が改定されたというふうに説明を受けて、その結果、先ほど紹介いたしましたように7.9%ほど上がるものが、今回26・27年に比べて2.3%の上昇率で済んだという言い方をしています。私どもは引き上げでありますから、先ほど28年度の決算認定がありましたけれども、反対をいたしました。この引き上げだったから反対をしたわけでありまして、7.9になるところが2.3に抑えられたというのが、このときの剰余金の活用の説明であります。

今回、5点ほどといたしますのは、それでは現時点で一体、剰余金というのは現在高で幾らあるのかという問題ですね。それから、もしこれが平成30年・31年に向けて、どのような活用見込みをされているのか。どのぐらいの金額を活用しようと考えてみえるのか。それが第1点目であります。

それからもう1点目、28年・29年の改定の際に、県の財政安定化基金は一切使わなかったということですが、この県の財政安定化基金というのは今現在で幾らあるのかということと、使わなかった理由がもしあるのであれば、その活用の仕方の基準がもしあるのであれば、基準についても確認をしたいということでもあります。

それから3点目であります。先ほど紹介いたしましたように、保険料率の引き上げの要因の2つ目に、後期高齢者負担率の上昇も要因だというふうに私どもは説明を受けました。一体、後期高齢者負担率が引き上げられる理由と、本来それに見合う、全て被保険者が保

険料率の引き上げで対応するのではなくて、公費負担の引き上げはないのかということですね。それが3点目であります。

それから4点目であります。4点目には愛知県も多分参加をしていただいているわけですが、全国後期高齢者医療広域連合協議会というのがつくられております。これは皆さん御承知のとおりかと思いますが、平成29年6月7日付で厚生労働大臣に対して、後期高齢者医療制度に関する要望書というのが、全部で11項目、要望書が出されています。その中の2つほどについて、確認を含めてお聞きするわけですが、基本的には連合協議会の保険料の抑制に向けた希望、要望を私は出していると思います。

3項目めに、例えば、後期高齢者医療制度の改革の今後の検討に当たっては、持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう定率国庫負担割合、国の負担割合というのは決まっているわけですが、その増加を求めて、国による財政支援を拡充していただいて、市町の保険料の負担も、あるいは保険者の負担も引き下げていただきたいと私は受け取っています。

さらに、もう1点の、例の財政安定化基金であります。これも保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして、運営主体を広域連合へ移管を検討するようなことも要望をしています。

それからもう1点は、これは保険料率に係る算定基礎数値などの見直しの提示がありますし、もう1項目あります。もう1項目というのは、これもそういった抑制につながるとは思います。普通調整交付金の見直し、いわゆる県の財政諮問会議で検討されているということの中身を受けて、広域連合協議会が要望しています。つまり医療費の水準の地域格差がありますが、それをそのまま保険のほうにどんどん負担がかぶさってしまえば、保険料増加ということが起こってしまいますので、そういうものがないような普通調整交付金の増減措置を行わないようにということも要望していただいています。

こういった項目について、再確認という趣旨でありますけれども、考え方をもう一回確認したいということと、要望書に対する厚生労働大臣からの何か返書があるのかどうかということでもあります。もし、あれば、その内容についてお聞かせをいただきたいと思いません。これが4点目です。

最後に5点目であります。冒頭に30・31年度の保険料の改定については、新たな保険料の引き上げを行わないように求めているわけですが、広域連合としては少し先の話ですが、どのように考えているのか。以上の点をお聞きいたします。

以上です。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（山田清一） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） 平成30年・31年度保険料率改定について、合わせて5点のお尋ねをいただきました。私からは、1点目の剰余金に関する御質問と、4点目の国への保険料の増加抑制の要望に関する御質問についてお答えいたします。

まず、剰余金についてでございます。

平成28年度決算における歳入歳出差引額は一般会計と特別会計を合わせて約318億円となっております。

このうち、医療給付費が毎年増加する中、保険料率を2年間同率としていることから、

初年度に当たる平成28年度の保険料の歳入超過を2年目の平成29年度歳入に充てている分の約58億円や、国、県及び市町村などでも返還金に充てる約160億円を除いて、剰余金の現在額は約100億円となっております。

平成30年・31年度保険料率改定への剰余金の活用額についてでございますが、保険料率の試算を今後、国からの基礎数値の提示を待って行うことから、現在で見込むことは困難でございます。

続きまして、国への保険料の増加抑制に関する要望についてでございます。

まず、高齢化の進行などに伴い医療費が増加する中、被保険者、現役世代、地方公共団体に対して、過度の負担を強いることがないように国によるさらなる財政支援を要望しております。

次に、後期高齢者医療財政安定化基金につきまして、当分の間、保険料の増加抑制に活用できるとされておりますが、引き続き活用できるよう、この仕組みの恒久化を要望しますとともに、基金の運営主体の移管につきまして要望しているものでございます。

さらに、5月23日に開催された国の経済財政諮問会議におきまして、有識者議員より、医療費が増えると配分が増える構造となっている普通調整交付金を見直すべきとの意見があったことに対し、医療費水準が高いところでは、普通調整交付金が減額となり、保険料への影響が大きいことから見直しに反対したところでございます。

なお、要望に対する国の回答は、近年では厚生労働省保険局高齢者医療課から、12月下旬に示されております。

私からは以上でございます。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 私からは、2点目の県財政安定化基金と、3点目の後期高齢者負担率及び5点目の平成30・31年度における保険料率改定についてお答えいたします。

まず、県財政安定化基金についてでございます。

愛知県に確認を行いましたところ、後期高齢者医療財政安定化基金の現在額は27億6,330万円余でございます。

また、基金を保険料増加抑制に活用する基準につきましましては、1人当たり保険料の増加率が1人当たり医療給付費の伸びと後期高齢者負担率の上昇から求められる伸び率を上回る場合を目安としております。

続きまして、後期高齢者負担率についてでございます。

後期高齢者負担率は世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組みとして導入されております。

後期高齢者人口は年々増加すると見込まれる一方、現役世代人口は減少すると見込まれ、後期高齢者の負担分は支え手が増えますが、現役世代の負担分は支え手が減るため、現役世代1人当たりの負担はより大きな割合で増加していくこととなります。

このため、支え手の減少による現役世代1人当たりの負担の増加については、後期高齢者と現役世代とで半分ずつ負担するよう後期高齢者負担率について、現役世代減少率の2

分の1の割合で引き上げることとされております。

このように、後期高齢者負担率は後期高齢者と現役世代の負担を調整するものでございますので、後期高齢者負担率が引き上げになっても、それに見合った公費負担の引き上げはございません。

最後に、平成30・31年度における保険料率改定についてでございます。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の財政の均衡を保つことができるよう保険料率を定めております。具体的には国が示す基礎数値を参考に医療給付費等の費用の見込みを算出し、その額から公費負担額や後期高齢者支援金等の収入の見込額を除いた額を保険料で賄うこととなります。

以上でございます。

○4番議員（東義喜） 議長、4番、東義喜。

○議長（山田清一） 4番、東義喜議員。

○4番議員（東義喜） お答えをいただきました。ありがとうございます。

ただ、今お答えの中で、まだ3点ほどお聞きをしたいと思います。最初に剰余金の金額をお聞きしたところで、318億円ありますよということでありまして、私どもに既に7月24日の議会のときに、事業概況というものが配られまして、このときに43ページに後期高齢者医療の特別会計決算概要がありました。一般会計と後期高齢者特別会計の両方の概要が示されまして、その中で私が気になったのは、先ほど、28年度決算認定がありましたから、そのときの数字が先ほどの318億円だと思います。これは歳入から歳出を引いた残りのお金が一般会計と特別会計合わせて318億円ほどであると。特別会計だけを見れば、316億円ほど歳入歳出の結果残るわけでありまして、43ページの最後のところでありますが、これを見ておりまして、つい余分なことではないけれども、これを見ますと24年からずっと決算概要が出ておりまして、例えば、26年・27年が料金改定があったところでありましてね。これを見ておりまして26年度、これは料金改定があった年でありまして、このときの歳入歳出の差し引き、特別会計だけで見ますと307億円ほど残りました。これが27年度の繰越金として充てられております。

それから、27年度の同じ料金改正があった年は、同じように278億円ほど残りました。これが先ほどの28年度決算で316億円というのが出てくるわけでありまして、こういったものが繰り越されていますので、私は本来剰余金というのはたくさん余るのかなと思っていたんですが、先ほど新年度の繰り入れに使うだとか、あるいは返還金に充てるというような御説明がありました。本来、そういうものは予算書のどこに記載されるのかということがあります。

それから国から基礎数値の提示を待って行うという場合の、基礎数値は一体何かということがあります。

2つ目、県の財政安定化基金の活用基準についてお聞きいたしました。昨年28年度の改定の際には一切使わなかったわけでありまして、本来なら抑制に使えるわけでありましてけれども、0円だったということでありまして、活用しなかったわけでありまして、その活用基準があるかということをお聞きしたんですが、そのときの御答弁の中で、医療給付の伸びと後期高齢者負担率の上昇から求められる伸び率を上回る場合とありますが、そういう場合、求められる伸び率の具体的な計算式というのがあるかどうかということがあり



ます。

それから3点目です。後期高齢者負担率が上がることについて、先ほどの御答弁では現役世代との人数割合の関係で、後期高齢者の部分の負担率が上がっていったという御説明でありました。その結果、料金改定にはね返ってくるということではありますが、私はこの負担率の引き上げが保険料改定の引き上げの要因の1つと考えるわけですが、再度しつこいようでありますけれども、それが本来連動するような公費負担分というのはないのかというところであります。

以上です。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（山田清一） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） 改めて、平成30・31年度保険料率改定について、再度3点のお尋ねをいただきました。

私からは、1点目の予算書上の記載、また、国の基礎数値に関する御質問と、3点目の後期高齢者負担率に連動する公費負担に関する御質問についてお答えいたします。

まず、予算書上の記載についてでございます。恐れ入りますが、今議会にお諮りしております議案書の10ページ、歳入の表をごらんください。2年間の財政運営期間の初年度に当たる平成28年度の歳入超過を平成29年度歳入に充てる分は、この表では第8款繰越金の補正前の額57億9,219万9,000円に相当しております。

また、国・県・市町村等への返還金に充てる分のうち、特別会計分につきましては、同じ表の繰越金の補正額159億5,352万8,000円に相当しております。

また、一般会計分につきましては、議案書2ページをごらんいただけますでしょうか。

2ページの歳入の表の第5款、繰越金の補正額656万4,000円に相当しております。

次に、基礎数値につきましては、料率算定に用いる各種数値であり、これまでの質疑にございました後期高齢者負担率のほかに、国が算出した被保険者数、医療費及び医療給付費等の伸び率等でございます。

続きまして、後期高齢者負担率と連動する公費負担についてでございます。

後期高齢者負担率は、公費負担のうち、普通調整交付金と国及び県の高額医療費負担金の算定に用いられております。

普通調整交付金は、各広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するもので、後期高齢者負担率が引き上げとなった場合には、所得による調整機能がより強く働くため、被保険者の平均所得が全国平均より高い当広域連合では交付金は減額となります。

また、高額医療費負担金は、高額な医療費が発生した際に、保険料で賄うべき部分の一定割合を国及び県が負担するものであり、後期高齢者負担率が引き上げとなった場合には、保険料で賄うべき部分が拡大するために、交付される負担金は増額となります。

なお、当広域連合におきましては、現状では前者の影響が大きいため、公費負担は減額となり、後期高齢者負担率の引き上げに見合った公費負担増はございません。

私からは以上でございます。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（山田清一） 管理課長。

○管理課長（小島久佳） 私からは、2点目の県財政安定化基金を活用する基準の具体的な計算式についてお答えいたします。

計算式としましては、1人当たり医療給付費の伸び率に後期高齢者負担率の上昇率を乗じるものでございます。

具体的な計算を平成28・29年度、保険料率改定の例でお示ししますと、1人当たり医療給付費の伸び率を1.0025と見込み、後期高齢者負担率の伸び率は1.0242でございました。

これに加え平成28・29年度保険料率改定では、均等割軽減の制度改正が行われましたので、これによる保険料の伸び率0.9968も反映し、これらを乗じた伸び率は1.0235となりました。保険料率改定による保険料の伸び率は、基金を活用しない場合でも1.0230となり、この2.3%になるのですが、基金を活用する基準を下回りました。

以上でございます。

○4番議員（東義喜） 議長、4番、東義喜。

○議長（山田清一） 4番、東義喜議員。

○4番議員（東義喜） ありがとうございます。幾つか基準なども御答弁をいただきましたが、最後でありますけれども、本来、各広域連合で抱える財政運営でありますので、剰余金、先ほど紹介いたしましたように、26、27年あたりから大体300億程度の繰り越しが出てきております。こういったものを活用されれば、私は保険料率のより一層の抑制につながるのではないかという思いから、これをお聞きしたわけではありますが、この剰余金、あるいは基金の活用について、裁量権というのは広域連合にどこまであるのかということ、最後に確認の意味を含めてお聞きをいたします。

○総務課長（伊藤幸恵） 議長、総務課長。

○議長（山田清一） 総務課長。

○総務課長（伊藤幸恵） ただいまのお尋ねでございます剰余金につきましては、広域連合に裁量権がございます。

また、県財政安定化基金につきましては、広域連合に裁量権はなく、平成30・31年度の保険料率改定で活用するに当たっては、広域連合と県で十分協議を行い、国に対しても事前に相談する必要がございます。

以上でございます。

○議長（山田清一） これで一般質問を終わります。

次に、日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（西智之） 日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は平成29年7月21日、請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長、森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長、伊藤良孝さんで、紹介議員は伊藤建治議員、東義喜議員、くれまつ順子議員でございます。

請願事項は、1. 2018年度改定では、保険料を引き上げないでください。2. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。3. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。4. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。5.

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものではなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。6. 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。7. 国に対して後期高齢者の窓口負担割合引き上げや、高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう、求めてくださいというものであります。

以上でございます。

○議長（山田清一） 本件請願について、当局に現状の説明を求めます。

○事務局長（浅野博史） 議長、事務局長。

○議長（山田清一） 事務局長。

○事務局長（浅野博史） 請願第2号につきまして現状の説明を申し上げます。

1点目の保険料を引き上げないことについてでございます。

一般質問への答弁にございましたように、後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の財政の均衡を保つことができるよう保険料率を定めることとされており。

具体的には国が示す基礎数値を参考に、医療給付費等の費用の見込額を算出し、その額から公費負担や現役世代が加入する医療保険からの支援金等の収入の見込額を除いた額を保険料で賄うことができるよう、保険料率を決定しているところでございます。

2点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度の創設であります。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、全国一律の制度として設計されているものであるため、低所得者に対する保険料軽減や窓口負担の軽減は、全国一律の措置として国の制度の中で行うべきものと考えております。

3点目の生活保護基準1.4倍以下の世帯への一部負担金減免の創設であります。

先ほども申し上げましたとおり、窓口負担の軽減は、全国一律の措置として国の制度の中で行うべきものと考えているところであります。

4点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえの取りやめについてであります。

短期保険証につきましては、議案質疑への答弁にございましたように、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料未納者に対し納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるために発行しているものでございます。

また、財産の差し押さえを含む滞納処分につきましては、議案質疑への答弁で申し上げましたとおり、市町村において、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行われているものでございます。

5点目の懇談会の委員の公募の方法についてであります。

後期高齢者医療制度には、75歳以上の方は全員がその意思に関わらず加入していただくこととなっております。

このため、被保険者の皆様の中には、本制度について詳細な知識のないまま被保険者となられている方も数多くおみえになるものと考えております。

当広域連合といたしましては、そうした皆様からも、制度の周知方法を初めとして御意見を頂戴することも必要と考え、広く全被保険者の皆様の中から無作為に抽出させていた

だいた方に委員をお願いしているものでございます。

なお、従来は無作為抽出した400名のうち、応募があった方の中から抽選により公募委員2名を決定してきており、応募の機会を限定しているとも受け取られる方式となっておりますので、2年に一度の委員の改選時期に当たります今年度、平成29年度からは、無作為抽出の趣旨がより明確となるよう、順位をつけて400名を抽出し、応募のあった順位が上位の方から委員をお願いする方式に変更したところでございます。

6点目の葬祭費の申請勧奨についてであります。

一般質問及びその答弁にありましたとおり、当広域連合では、未支給者への申請勧奨については市町村をお願いしており、当広域連合といたしましては、市町村に御活用いただけるよう、毎月、葬祭費未支給者一覧表を提供しているところでございます。

7点目の、国に対して後期高齢者の窓口負担割合引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう、求めてくださいについてであります。

後期高齢者医療制度の見直しにつきましては、全国後期高齢者広域連合協議会を通じ、現行制度維持の要望を前提として、やむを得ず見直す場合には、必要な受診を控えることとなるような内容としないこと、低所得者へ配慮すること及び急激な負担増とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置をとることなどを要望してきたところでございます。

請願についての現状説明は以上でございます。

○議長（山田清一） 請願第2号について、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

4番、東義喜議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

4番、東義喜議員。

○4番議員（東義喜） それでは、今回の請願について、賛成の立場からの討論を行いたいと思います。

今日の全員協議会で趣旨説明を行ったわけでありましてけれども、繰り返しになる部分がありますが、今回の請願書の一番の思いは、やはり後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるというのが、私は一番の請願者の皆さんの全てだという思いがいたします。ただ、それをやること自体、私たちは必要と考えていますが、同時に日常の高齢者の皆さんの命、あるいは健康を守っていく立場から、具体的なこうした7項目の請願が求められたと思います。

もともと御承知のように老人保健法が変えられて、高齢者の医療の確保に関する法律として平成20年にスタートいたしました。75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離して、75歳以上からの独立した保険制度をつくったことで、後期高齢者全員から保険料を徴収する医療給付などの制度運営を行うことになりました。財政は患者の皆さんの負担、そして後期高齢者の皆さんの保険料、そして国、市、町などの公費、そしてまた現役世代からの支援金を入れて運用いたしますが、もともと収入が少ない一方で、医療費がかさむ後期高齢者の独立保険などというのは基盤の極めて脆弱な仕組みであります。そして制度の性質上、保険料の際限ない引き上げに応じざるを得ません。それはこの間、何度も繰り返されてきました。

ただ、余りにもこの制度の過酷さのために、制度発足時には猛烈な批判の声が上がって、国側は保険料の9割軽減だとか8割5分軽減などの制度を導入せざるを得なかったのも事

実であります。

今回の請願はこうしたことを踏まえて、来年度に向けた平成30・31年度からの保険料改定の引き上げをしないしてほしいという趣旨でありました。この問題は、先ほど一般質問の中でも御紹介いたしました。本来であれば、この努力のためには剰余金など県の裁量の範囲で十分できる範囲だという話がありましたが、もちろんルールにのっとった返還金などの計算もあるかと思えます。しかし、その問題についても、やはり28年・29年の料率改定の際にも当初予定よりも大きく抑制できたこと背景には、剰余金の活用がありました。そういったことを確実に料金改定に生かすようなことこそ、私は必要だと思っています。

それに県の財政安定化基金の活用は、今回一切、この間、愛知県の場合は行われておりません。ただ、この一般質問で紹介いたしましたように、広域連合協議会などが財政安定化基金の保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして恒久化を要請しています。そういう点では、そういう立場で愛知県の広域連合も、そういう立場に立っていただきたいと思えます。そして何といても、こうした立場で保険料の料率の改定に向けた中では、ぜひ多くの高齢者の思いを酌んでいただきたいと思えます。

あと、2点目、3点目以降、これは一般質問などでも取り上げられましたが、何といても、例えば、低所得者に対する減免制度、全国的にはそういったものに取り組まれている広域連合が含まれています。愛知県もぜひそうした独自の減免制度に取り組んでいただきたいと思えます。

また、一部負担金の拡大ということもあります。生活保護基準の1.15倍以下の減免だとか、1.3倍以下でも5割軽減が行われていますが、本来の困窮している人たちのためにも、制度として1.4倍を含めたことも含めて、対象の拡大が私たちは必要だと考えています。

短期保険証や財産差し押さえといった問題が、この一般質問で取り上げられました。一番大きな問題は、特に差し押さえの問題では、所得階層の低い方たちへの対応が集中しています。そういう点でいけば、やはり滞納者に対する親切、丁寧な納付勧奨に努めて、そういう事態が起こらないようなことも含めて、ぜひ指導をしていただきたいと思えます。

そして5点目の公募委員の関係であります。若干29年度から改善がされるということの報告がありました。ぜひ本来の制度のための懇談会の委員の方であります。意欲と能力がある人たちを選任するということが、広く呼びかけをというのが趣旨でありますので、ぜひそれを生かしていただきたいと思えます。

葬祭費の支給は、各市町がやっていることでありますが、より主体性、指導性を発揮していただいて、広域連合としても取り組んでいただきたいと思えます。

7項目めであります。この問題では、先ほど事務局の方からも説明がありました。広域連合協議会が窓口負担のあり方について、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点からも、現状維持を努めることを要望するということがやられているということの紹介がありました。もちろんそれは大きな前提ではありますが、御承知のように、この問題の1つのポイントは、高齢者の医療では既に70歳から74歳の患者の1カ月間、平成26年度以降、新規該当者が順次2割に引き上げられております。30年度には、この1割負担の人はなくなってしまいます。それにあわせて後期高齢者を2割負担にする検討がされているというのが実態であります。この問題について、本当に高齢者の医療制度のこの間の流れから見ても、病状悪化につながるような危険な受診控えを生み

出すようなことにならないように、そういう趣旨で、この窓口の負担の引き上げをやめるように要望していただきたいという問題であります。

そして、もう1点の高額療養費特例見直しの問題については、既に今年2月の議会でも、この影響を受けることによって10億4,000万円の負担の増が試算されました。この問題があるわけですが、この問題の大きな流れとしては、もともと新しい改正の方向では、いわゆる一般の所得の方たちの上限額が5万7,600円に上がるということでありました。一般所得というのは、いわゆる住民税が課税の方から年収370万円までの方々を言うわけですが、ひとり暮らしの公的年金だけの収入の方は月収が13万からこの対象になってしまいます。そうすると、この人たちがもし入院や、あるいは通院でこの対象となった場合には、5万7,600円の負担の上限が対象になってしまいます。実際に収入の44%の負担、あるいは食事代が必要になれば、もっともっと大きな負担がこの方に要求されます。そういった実態を見る中で、ぜひこういった特例見直しがされないように、そういったことが今回の請願趣旨だと思います。ぜひこういった趣旨を酌んでいただいて、議員の皆さんからの御賛同をいただくことを呼びかけさせていただいて、私からの討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田清一） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山田清一） 御着席ください。起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（伊藤太） 議長、広域連合長。

○議長（山田清一） 伊藤広域連合長。

（伊藤広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（伊藤太） 広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会におきましては、提出いたしました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

保険料軽減判定に係るシステムの誤りへの対応につきましては、広域連合と市町村とが協力して、丁寧に行ってまいりたいと考えております。

また、保険料率の改定につきましては、財政の均衡を保つことができるよう的確に算定し、次回の定例会にお諮りすることといたしております。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（山田清一） これをもちまして、平成29年第2回愛知県後期高齢者医療広域連

合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時38分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 山田清一

署名議員 前田秀文

署名議員 山崎泰信